

2016年法律第379号

環境保護法 (CAP. 549)

2016年遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の 公正かつ衡平な配分に関する規則

環境保護法第54条により付与された権限により、持続可能な開発・環境・気候変動大臣は、環境・資源担当当局との協議のうえ、以下の規則を定めた。—

- 呼称
1. 本規則は、「2016年遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する規則」と呼ぶ。
- 適用範囲
2. (1) 本規則は、マルタが主権的権利を有する遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、及び遺伝資源に関連する地域の伝統的な知識から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確実にを行うことを目的とする。
- (2) 本規則は、以下については適用されない：
- (a) ヒトの遺伝資源
 - (b) バルク商品(bulk commodities)として使用される遺伝資源
 - (c) 国連生物の多様性に関する条約が効力を発する日より前に取得された遺伝資源
 - (d) 条約及び遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の目的と適合し、かつ、これらに反しない専門的な国際文書によりアクセス及び利益の配分が規律される、EU域内の遺伝資源
 - (e) マルタが情報に基づく事前の同意を必要としないことを決定した遺伝資源
 - (f) 国家の管轄権が及ばない海域 (ABNJ) に存する海洋資源、及び

原文タイトル : the Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits arising from their Utilisation Regulations, 2016

原文リンク : <http://www.justiceservices.gov.mt/DownloadDocument.aspx?app=lp&itemid=28155&l=1>

(最終アクセス日 : 平成 30 年 1 月 19 日)

(g) 遺伝資源とは別にアクセスされた派生物

(3) 本規則の規定は、インフルエンザウイルスの共有並びにワクチン及びその他の利益へのアクセスのためのパンデミックインフルエンザ事前対策枠組み（「PIP」枠組み）及び食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGRFA）等、名古屋議定書に適合するアクセス及び利益の配分に関する専門的な国際文書に影響を及ぼすものではない。

(4) 本規則は、遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する国の法的な体制を整備するとともに、以下の実施に必要な規定を定める。

(a) EUにおける遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく利用者の遵守措置に関する規則(EU)No. 511/2014

(b) 生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書、及び

(c) 生物の多様性に関する条約第15条

かつ、本規則は、そのような法的文書として理解及び解釈される。

3. 本規則の目的のために、生物の多様性に関する条約 定義
(編入)規則、名古屋議定書、主要規則及び以下に定められる定義 S.L. 549.27を適用する。

「支援当局」とは、規則4に指定する、権限のある当局による本規則の実施を支援する機能を有する当局をいう。

「遵守の証明書」とは、情報に基づく事前の同意を与えるとの決定に従って遺伝資源がアクセスされ、かつ、名古屋議定書第6条(3)(e)及び第13条(2)に基づいて権限のある当局により規定された利用について相互に合意する条件の設定が行われたことを証明するものとして、アクセスに際して発給された許可証又はこれに相当するものをいう。遵守の証明書は、議定書第14条(1)に定めるアクセス及び利益の配分に関する情報交換センターにおいて利用可能にされる。

「委員会」とは、利益配分へのアクセスに関する諮問委員会をいう。

「委員会実施規則」とは、コレクションの登録簿、利用者による遵守のモニタリング及び最良の実例に関する欧州議会及び理事会規則(EU)No 511/2014の実施のための規則を詳細にわたり定めた欧州委員会実施規則(EU)No 2015/1866をいう。

「権限のある当局」とは、植物衛生担当当局を所管する局長をいう。

「理事会規則」とは、EUにおける遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく利用者の遵守措置に関する欧州議会及び理事会規則(EU)No 511/2014をいう。

「相当の注意」とは、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識が、該当する利益の配分に関する法令又は規則に基づいてアクセスされ、かつ、相互に合意する条件に従って利益が公正かつ衡平に配分されることを確実にするために、利用者が実施する措置をいう。

「マルタが主権的権利を有する遺伝資源」とは、マルタを起源とする遺伝資源、又はEUにおける名古屋議定書の発効日より後に生物多様性条約に従って取得された遺伝資源をいう。

「監察官」とは、本規則に準じて監察を行う者をいう。

「大臣」とは、環境について責任を有する大臣をいう。

「名古屋議定書」とは、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書をいう。

「主要規則」とは、2014年4月16日付の欧州議会及び理事会規則(EU)No 511/2014及び欧州委員会実施規則(EU)No 2015/1866をいう。

「情報に基づく事前の同意」とは、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識へのアクセスに対する規則5及び規則6に準じて発行された事前の許可又は承認をいう。

「登録簿」とは、主要規則に基づいて設定された、EUにおける遺伝資源のコレクションの登録簿をいう。

「遺伝資源に関連する伝統的な知識」とは、先住民の社会又は地域社会が保有する、遺伝資源の利用に関連する伝統的な知識で、遺伝資源の利用に適用される相互に合意する条件に明記されたものをいう。

4. (1) 権限のある当局は、植物衛生局(Plant Health Services)に対して責任を有する局長とする。

(2) 権限のある当局は、本規則、理事会規則及び名古屋議定書の実施について責任を負う。

(3) 権限のある当局の責務は、情報に基づく事前の同意による遺伝資源へのアクセスの許可、国際的な遵守の証明書の発行を含むものとし、理事会規則第5条に定める加盟国としての役割を実行し、本規則及び理事会規則に関連する該当する手続及び措置について助言を行うものとする。

ただし、以下の場合において、支援当局が情報に基づく事前の同意により遺伝資源へのアクセスを許可する責任を有するものとする。

(a) 環境保護法に定めるとおり、野生生物については、野鳥の保全に関する規則の規定により保護される鳥類を除き、環境・資源担当当局

Cap. 549.
S.L. 549.42

(b) 野鳥の保全に関する規則に定めるとおり、鳥類については野鳥管理担当当局

S.L. 549.42

(c) 漁業保全管理に関する法律に定めるとおり、漁業水産担当当局。

Cap. 425.

加えて、権限のある当局は、必要に応じて、支援当局及びアクセス及び利益の配分に関する諮問委員会の支援を受けるものとする。

(4) 支援当局は、権限のある当局を支援し、本規則、理事会規則及び名古屋議定書の実施がその他の関連する分野別法令と調和して行われることを確実にするものとする。

(5) 支援当局は、本規則に準じて、付与された情報に基づく事前の同意のうち自身の権限の範囲内にあるものについて目録を作成及び保管するものとする。

(6) 権限のある当局は、本規則の実施について毎年報告書を作成する。支援当局は、権限のある当局が報告書を作成するうえで必要となる情報を、同当局に対し提供するものとする。

ただし、権限のある当局は、これが合理的かつ客観的に正当である場合、支援当局に対し、追加の書類及び情報を求めることができる

加えて、情報は次の年の1月の終わりまでに提出するものとする。

(7) 権限のある当局が作成する報告書には、遺伝資源の利用、情報に基づく事前の同意の付与及び利用者による遵守のモニタリングについて関連のある情報が含まれるものとする。

マルタが主権的権利を有する遺伝資源へのアクセス

5. (1) マルタが主権的権利を有する遺伝資源にアクセスするには、規則4(3)に準じた権限のある当局又は支援当局による情報に基づく事前の同意を必要とするものとする。

(2) アクセスが許可される場合には、遺伝資源の利用者とマルタとの間の相互に合意する条件に基づいてこれを行うものとする。当該の相互に合意する条件の作成及び交渉は、権限のある当局により実施される。権限のある当局は、交渉の手のあらゆる段階において、関係する支援当局と協議するものとする。

(3) 当該の遺伝資源へのアクセスは、遺伝資源の利用並びにその後の応用及び商業化から生ずる利益が、マルタと公正かつ衡平に配分されることを保証するべきである。

(4) 相互に合意する条件が設定された後、権限のある当局は、遺伝資源の利用者に対し、情報に基づく事前の同意を与えるとの決定及び相互に合意する条件の設定を証明するものとして、遵守の証明書を発行するものとする。

(5) 名古屋議定書第17条に基づき、規則(4)に準じて発行された遵守の証明書は、国際的に認められた遵守の証明書となるものとする。

6. (1) 地域社会が保有する遺伝資源に関連する伝統的な知識伝統的な知識の利用については、該当する場合には、関係する支援当局及び地域又は複数の地域と協議のうえ、権限のある当局による情報に基づく事前の共同の同意又は承認を得る必要があるものとする。

(2) いかなる者も、相互に合意する条件が設定せずに、地域社会が保有する遺伝資源に関連する伝統的な知識を利用してはならない。相互に合意する条件の作成及び交渉手続は、権限のある当局により実施される。権限のある当局は、交渉手続のあらゆる段階において支援当局と協議することができる。

(3) 相互に合意する条件は、伝統的な知識の利用から生ずる利益が該当する地域又は複数の地域に対し公正かつ衡平に配分されることを保証しなければならない。

7. (1) 遺伝資源の利用のため情報に基づく事前の同意情報に基づく事前の同意の申請及び秘匿情報を申請する利用者（以下「申請者」という）は、権限のある当局又は関係する支援当局に対し、当該利用の少なくとも6ヶ月前に書面にて申請を行うものとする。

(2) 申請書には、権限のある当局又は関係する支援当局により指定される関連書類及びその他の必要情報を添付するものとする。

ただし、権限のある当局又は該当する支援当局が、これが合理的かつ客観的に正当である場合、追加であらゆる書類及び情報の提出を求めることができる。

(3) 申請書の一部を権限のある当局が秘匿の情報として扱うべき旨を申請者が明記しない限り、権限のある当局は、申請書に含まれる情報を必要に応じ関係する支援当局に転送するものとする。

(4) 以下の情報については、いかなる場合においても、秘匿にすることはできない。

- (a) 申請者の氏名及び住所
- (b) 該当する場合、承認を求めている機関
- (c) 該当する種

(d) 利用の意図及び目的

(e) 許可証により生ずる利益

(f) 該当する種、生物型、自然生息地又は地区を含む、地域の生物多様性に及ぶ可能性のある影響

(g) 予見可能な影響の評価、とりわけ環境に対する有害な影響

(5) 権限のある当局又は関係する支援当局は、申請書に明記されたいかなる情報も第三者に明かさない。

コレクションの登録簿

8. 権限のある当局は、理事会規則第5条に基づいて欧州委員会により設定及び維持される登録簿へのコレクションの登録を促進するものとする。

コレクション及び利用者の確認

9. (1) 関係する支援当局は、理事会規則第5条に準じて登録されたコレクション又は規則8に基づく要請の対象となるコレクションに保管されている記録及びあらゆる標本について見直しを行う権利を有する。全ての見直しについて、監察が行われた日から30日以内にその結果を権限のある当局に連絡されるべきである。

(2) 権限のある当局及び権限のある当局の監督下にある支援当局は、理事会規則及び委員会実施規則に従い、遺伝資源の利用者に関する確認を実施する権利を有するものとする。

利用者による遵守のモニタリング

10. 権限のある当局は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用に関連のある研究資金の受領者全員に対し、理事会規則第4条に基づく相当の注意義務の履行を申告するよう求めるものとする。

利益配分へのアクセスに関する諮問委員会

11. (1) 利益配分へのアクセスに関する諮問委員会（以下「委員会」という）と題した諮問委員会を設定するものとする。当該委員会は11名の委員により構成される。委員会は、権限のある当局に対し、理事会規則に定める相当の注意に関する規定の実施について助言を行うとともに、要請に応じて権限のある当局に対し科学的、技術的及びその他の関連事項についても助言を行うものとする。

(2) 委員会は、以下によって構成されるものとする：

- (a) 環境について責任を有する省の事務次官により任命された委員長
- (b) 権限のある当局の代表者 1 名
- (c) 規則 4 に掲げる支援当局の代表者各 1 名
- (d) 環境・気候変動担当当局の代表者 1 名
- (e) 経済について責任を有する省の代表者 1 名
- (f) 医療担当当局の代表者 1 名
- (g) 大陸棚担当当局の代表者 1 名
- (h) 獣医療担当当局の代表者 1 名、及び
- (i) 研究開発について責任を有する省の代表者 1 名

ただし、環境について責任を有する省は、必要に応じ、権限のある当局との協議のうえ、遺伝資源又は所有権の分野における専門家を任命することができる。

(3) 権限のある当局は、委員会の秘書官となる者を任命するものとする。

(4) 本規則に何ら影響を及ぼすことなく、委員会は独自の手続及び会合について定めることができる。

12. 権限のある当局は、理事会規則第13条に定める加盟国 補完的な役割としての役割を実施するものとする。

13. 権限のある当局は、本規則に定めるとおり、改善通知を遵守するよう要件を課すことができるとともに、行政罰を科すことができる。 行政処分を科する権限

14. (1) 規則(2)及び(3)に基づき、以下のいかなる規定についても、その不遵守に対して過料を科すことができる。 過料の対象となる理事会規則における相当の注意義務

- (a) 理事会規則第 4 条(1) (相当の注意を実施する義務)

(b) 理事会規則第4条(3) (情報及び文書を入手し、保存し、その後の利用者に伝達する義務)

(c) 理事会規則第7条(1)及び(2) (相当の注意を申告する義務)

(2) 権限のある当局が以下を確認した場合、理事会規則第4条(3)に対する不遵守は成立しない—

(a) 利用者が理事会規則第4条(4)に基づき相当の注意を実施したとみなされる場合 (食料・農業植物遺伝資源条約附属書1に記載されていない素材に対する標準素材移転契約の使用)

(b) 利用者が理事会規則第4条(7)に基づく相当の注意を実施したとみなされる場合 (登録コレクションから素材を入手する利用者)、又は

(c) 利用者が理事会規則第4条(8)に従っている場合 (公衆衛生上の緊急事態に対する準備のための病原体の利用)

監察

15. 権限のある当局、又は権限のある当局により当該目的において権限を付与されたあらゆる官吏又はその他の者は、以下の目的において施設又はその他の場所を監察する権利を有する。

(a) 監察を行う

(b) 本規則又は理事会規則の規定、又は本規則若しくは理事会規則に基づいて付与されたあらゆる承認に付随するあらゆる条項、条件、制限又は指定事項に反する行為が実施されていない又は実施されなかったことを確定するとともに、相応の措置を講じる

(c) 権限のある当局が求めることのできるデータ又は情報を確定する又は複製する

(d) これに付随する又は派生することを行う

立入りをを行う権限

16.(1) 監督を行う者は、利用者に対し通知の送達を行ったうえで、及びこれが必要な場合警察部隊の支援を受け、監督を行う目的において施設又はその他の場所に立入ることができる。ただし、当該施設が完全に又は主に私的な住宅として使用されている場合を除く。

(2) 以下の場合、通知を行う必要はない—

(a) 日時を設定するための妥当な行動が失敗した

(b) 監察官が妥当な理由から、通知を行うことが立入りの目的を無にすると確信している

(c) 監察官が規則23に基づく違反が行われたという妥当な疑いをもっている

(d) 非常事態時、又は

(e) 施設が無人である又は占有者が一時的に不在である

(3) 監察官は、要請があった場合、然るべく認定された授權書類を提示しなければならない。

(4) 本規則に基づき施設内に立入る監察官は、以下を行うことができる—

(a) 監察官が必要であると判断する他の者を同行させる

(b) 監察官が必要であると判断する機器を施設内に持ち込む。

(5) 監察官が無人又は一時的に占有者が不在の施設内に立入る場合には、当該施設が不法侵入に対して、当該監察官の立入り前と同等に効果的に安全な状態にしたうえで施設から退出しなければならない。

(6) 車両、船舶、航空機又はホバークラフトについて、本規則により付与された権限を監察官に行使させないためにこれらが証拠の輸送に供されていることを確信する妥当な根拠を監察官がもつ場合、監察官はそれらを要求することができる。

17. (1) 規則16に基づく権限を行使するにあたり、施設へ^{監察を行う権利}立入った監察官は以下を行うことができる。

(a) 施設内で発見されたあらゆる製品、物、又は生物素材を監察する

(b) 施設内を搜索する

(c) 保管されている形式を問わず、文書、記録又はその他の情報にアクセスし、それらの監察及び複写を行うとともに複写の目的でそれらを移動する

(d) あらゆるコンピューター及び当該文書、記録又はその他の情報との関連において使用されるあらゆる付属機器について、その提示を求め、それらのデータを監察、確認し、それらの稼働を要求するとともに、コンピューター内の記録を監察官が容易にアクセス及び持ち出すことができる形で取り出すことを求める

(e) 製品、物又は生物素材のサンプルを採取する

(f) あらゆる検査、調査、又は試験を実施する、及び

(g) 写真撮影、計測又は記録を行う

(2) 監察官は、いかなる者に対しても、理事会規則を施行する目的においてこれが必要な場合、以下の提供を求めることができる—

(a) 支援

(b) 文書、記録又はその他の情報

施行における
権限の制約

18. 本規則に含まれるいかなる事項も、以下を認めるものとしてみなしてはならない—

(a) ある者に対し、秘匿特権に従うという根拠により、あらゆる裁判所のあらゆる訴訟において、その者が提示を拒否する権利を付与されているところの何らかの文書を提示することを要求すること、又は

(b) 保有する権利を与えられている者により保有されている何らかの文書について、ある者に保有する権利を与えること

監察官に対
する妨害

19. 監察官が本規則に基づく権限を行使する場合、いかなる者による以下の行為も違反となる—

(a) 監察官に対する意図的な妨害

(b) 監察官が妥当に要求することができる情報又は支援について、妥当な理由なしにこれを提供しない

(c) 監察官に対し、虚偽の又は誤解を招く情報を故意に提供する

(d) 監察官が記録又は文書を合理的に求めた際、妥当な理由なしにこれを提供しない

20. (1) ある者が本規則又は理事会規則に違反していると権限のある当局がみなす場合、又は規則 9 に定める検査により権限のある当局が不備を発見した場合、当該の権限のある当局の局長は当該の者に対し規則(2)に基づき改善通知を送達することができる。

(2) (1) に準じて送達を行う改善通知には以下を明記するものとする。

(a) 改善通知の送達を受ける者に対し、改善通知に関連するあらゆる違反について、権限のある当局が定めることのできる、これを改善する又はその継続若しくは再発を防ぐための措置を講じるよう求める

(b) これらの要求が遵守されるべき期限を定める

(3) 改善通知に明記された要求の遵守の期限は、状況に応じた妥当な期限とする。

(4) 権限のある当局は、何時においても以下を行うことができる。

(a) 改善通知の取消し

(b) 改善通知に明記された要求を遵守するまでの期限の延長、又は

(c) 改善通知に明記された要件の変更

21. (1) 権限のある当局が妥当な理由において以下を確信する場合—

(a) いずれかの者により本規則に対する違反が行われた、及び

(b) 当該の者のそれまでの行動を考慮した場合、本規則に基づき刑罰を科することが適切である

権限のある当局は、(2) に従って当該の者に対し、適切な形で書面により通知を送達することができる。

(2) (1) に定める通知は、環境損害の防止及び修復に関する規則を損なうことなく、以下を指定するものとする。 S.L. 549.97

(a) 違反が行われた日付及び違反の性質

(b) 違反が行われたとされる申立ての根拠となる事実について、自身に対する申立てについての十分な説明を当該の者に提供するような概略

(c) 刑罰を科すにあたり関連性があると権限のある当局がみなすあらゆる事項

(d) 罰金の支払い額

(3) (1)に基づき通知の送達を受けたいかなる者も、通知を受領した日から30日以内に送達を行った権限のある当局に対し書面による通知を行うことで、行われたとされる違反について裁判所による訴訟手続きを求めることができ、その場合以下の規定が適用されるものとする。

(a) 権限のある当局は、本規則に基づく訴訟手続きをそれ以上進めない、及び

(b) 本規則に含まれるいかなる事項も、申し立てられている違反に関する訴訟手続きの開始又は裁判所による違反の有罪の決定、又は当該有罪判決にともない本規則に基づいて科せられるあらゆる刑罰又は没収を妨げるものとして解釈されるものではない

(4) (1)に定める通知の送達を受けた者が、申し立てられている違反について裁判所による訴訟手続きを望まない場合、権限のある当局に対し、書面により以下を通知することができる—

(a) 違反を認める、及び

(b) 権限のある当局に対し、刑罰に関する通知の送達を受けた日から30日以内又は局長が定めることのできるその後の期限までに、指定された額の罰金を支払う

(5) ある者が違反を認めた場合、権限のある当局は当該の者に対して、その違反について裁判所が本規則に基づいて有罪判決を下した場合にこの者が処せられるところの罰金の上限金額の3分の1に相当する罰金を科すものとする。

(6) (5)に基づいて刑罰を科せられるあらゆる者は、該当する標本の保管及び輸送に係る支出、並びに当該の行為、損害及び侵害を修復するために発生したその他の支出又はそのための軽減措置について支払いを科せられるものとする。

(7) 規則(5)に基づき科せられた刑罰は、管轄権を有する権限のある民事裁判所によってマルタ政府を支持して強制執行されうる民事上の債務として支払われるべきものであり、かつ、当該刑罰を科せられている者が申立てを認める宣言を行った場合、管轄権を有する権限のある民事裁判所による判決と同様にこの宣言は組織及び民事訴訟に関する法律第253条における公務執行の根拠となるものとする。

Cap. 12.

(8) 本規則又は他の制定法におけるその他のいかなる規定にかかわらず、本規則に基づいて違反が認められた場合、違反を認めた者を当該違反に関して告訴することはできない。

(9) 規則(1)に基づき通知の送達を受けた者が当該通知を受領した日から30日以内に違反を認めなかった場合、局長は、申し立てられた違反について訴訟手続きを開始する又は裁判所における訴訟手続きを開始するよう手順を踏むものとする。

22. (1) 以下のいかなる者も一

違反及び刑罰

(a) 本規則又は理事会規則の規定を守らない者、又はこれらの規則の条項に基づく法的命令に従わない者、又は

(b) 本規則又は理事会規則によって又はこれらに基づいて科せられている制限、禁止又は必要事項に違反する者、又は

(c) 相互に合意する条件、情報に基づく事前の同意又は本規則のあらゆる規定若しくは主要規則に基づいて付与された許可証に定める条件を守らない者、又は

(d) 本規制又は理事会規則のいずれかの規定に違反する行動をとる者、又は

(e) 本規則のあらゆる規定若しくは主要規則に基づいて付与された相互に合意する条件、情報に基づく事前の同意又は許可証に定める条件を守らない者、又は

(f) 他の者が、本規則又は理事会規則の規定(これらの規則に基づく法的命令を含む)に違反するよう、又はこれらの規則によって又はこれらに基づいて科せられている制限、禁止又は必要事項に違反するよう、企図、幫助、教唆、助言又は説得を行う又は図る者

B 5250

(g) 理事会規則第4条及び第7条（利用から20年にわたり情報を保管する義務）を遵守しない者、

本規則に対する違反の罪を犯すことになる。

(2) 本規則に対する違反を行う又は違反を図るあらゆる者は、有罪判決により以下に処せられる。

(a) 初犯の場合、800ユーロ以上、かつ、4,658ユーロ75セントを超えない額の罰金(*multa*)

(b) 第2犯又は3犯以上の場合、6,000ユーロ以上、かつ、10,000ユーロを超えない額の罰金(*multa*)又は2年を超えない禁固刑、又は罰金及び禁固刑の両方

ただし、全ての事案において、罰金は民事上の債務として政府に支払われるものとし、違反で有罪となった者が、当該の違反が行われたところの経済的利益にかかる法人の取締役、秘書又は管理職である場合、当該の法人は当該の者と連帯で民事上の債務の支払い責任を負うものとする。

(3) 本規制又は理事会規則に対する違反で有罪となったあらゆる者は、加えて、該当する標本の保管及び輸送に係る支出、並びに当該の行為、損害又は侵害を修復するうえで発生したその他のあらゆる支出又は同目的のために実施される軽減措置について支払いを科せられるものとする。

Cap. 9.

(4) 刑法第23条及び第30条(1)の規定は、本規則又は理事会規則に対する違反に関連する訴訟手続きについて、必要に応じて変更を加えて適用されるが、あらゆる事案において、本規則に定める情報に基づく事前の同意又は許可証を得る資格を1年以上失うものとする。

Cap. 9

(5) 刑法第370条の規定にかかわらず、本規則又は理事会規則に対する違反に関する訴訟手続きは、事案に応じ、治安判事裁判所（マルタ）又は治安判事裁判所（ゴゾ）において、刑事司法を扱う裁判所としての当該裁判所による手続を定める刑法の規定に基づき行うものとする。

(6) 刑法の規定にかかわらず、司法長官は何時においても、Cap. 9. 本規則に対するあらゆる違反に係る手続に関し、治安判事裁判所（マルタ）又は治安判事裁判所（ゴゾ）による判決について、刑事控訴審裁判所に対し上訴の申立てを行う権利を有するものとする。

23. 理事会規則の規定を損なうことなく、権限のある当局及び支援当局は、人、動物又は植物の健康に差し迫った脅威を与えると考えられる理由がある場合、状況に応じ適切とみなされる暫定措置を講じることができる。非常事態時における暫定措置

24. 権限のある当局及び関係する支援当局は、適当な場合には、以下を踏まえた追加措置及び規定を促進することができる。特別な考慮

(a) 食料及び農業の観点における遺伝資源の重要性、及び食料安全保障における遺伝資源の特別な役割を考慮する

(b) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を奨励する、及び

(c) ヒト及び植物の健康を保護する

25. 動植物及び自然の生息地保護規則第8編（遺伝資源へのアクセス）を以下に置き換えるものとする。

「第8編
遺伝資源へのアクセス

動植物及び自然の生息地保護規則第8編の置き換え
S.L. 549.44

遺伝資源
へのアクセ
ス
S.L. 549.38

36. (1) 動植物種の取引に関する規則、及び2016年遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する規則、並びに関連する規則を損なうことなく、マルタ以外の国の野生動植物へのアクセスは、権限のある当局による情報に基づく事前の同意の対象となるが、野鳥及び病原体は本規定の対象外とする。

(2) アクセスが与えられる場合には、相互に合意する条件及び2016年遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する規則の規定に従うものとする。

遺伝資源
の性質

37. 本規則において、マルタにより提供される遺伝資源とは、マルタを原産国とする遺伝資源又は1992年6月5日にリオ・デ・ジャネイロにおいて作成された国連生物の多様性に関する条約に基づいて取得された遺伝資源のみをいう。」
